工場・事業場などの事業活動に伴って発生する悪臭には、「臭気指数」による規制が適用されています。

福山市では、2004年（平成16年）12月から悪臭防止法に基づき、人の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する「臭気指数規制」を採用しています。

臭気指数とは、臭いのついた空気や水を臭いが感じられなくなるまで、無臭の空気（水）で薄めたときの希釈倍率（臭気濃度）から算出した数値です。

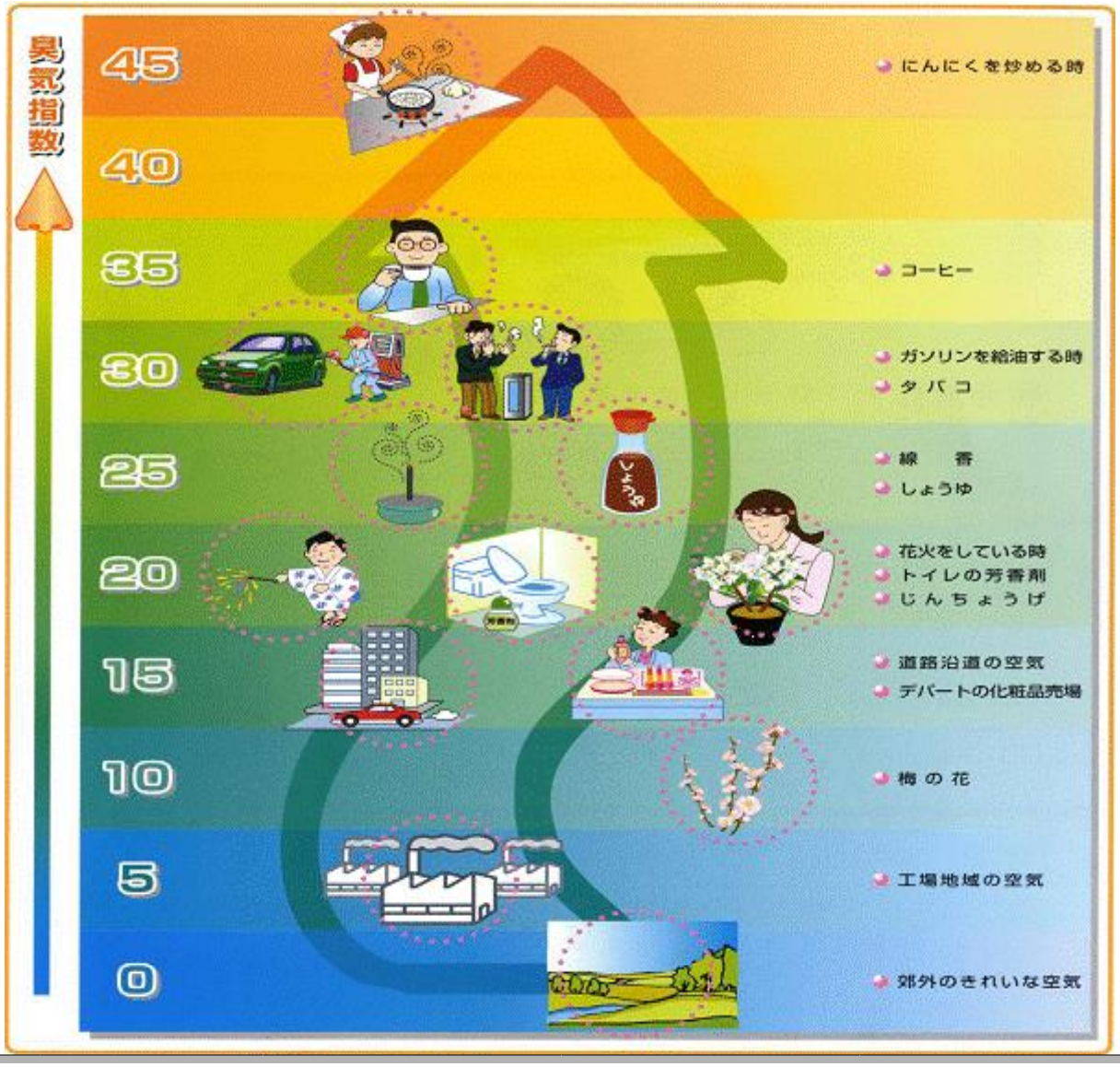
臭気指数 ＝ 10 × Log（希釈倍率）

例えば採取した空気を 15 倍に希釈して、においを感じられなくなった場合、希釈倍率（臭気濃度）は 15、その臭気指数は 12 となります。

臭気指数＝10×Log（15）＝10×1.18 ＝12 （小数点以下四捨五入）

においの強さは臭気物質の濃度の対数に比例するため、臭気指数は人間の感覚量に対応した尺度になっています。臭気指数12と18では濃度は4倍程度違いますが、においの強さとしては、1．5倍程度違うように感じられます。

【参考：臭気指数のめやす（環境省パンフレット「においの評価」より）】



○規制対象

すべての工場、事業場が対象となります。なお、**事業活動に伴って**生じる悪臭で、規制基準を超過し、かつ、生活環境を損なうおそれがある場合に規制となります。

※ 家庭や自動車及び建設工事等から発生する悪臭は規制対象外です。

○規制地域及び規制基準

規制地域は市内全域を対象とし、都市計画法に定める用途地域ごとに土地の利用形態に応じた規制基準値を定めています。

区域の区分	該当地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 市街化調整区域、都市計画区域外
第3種区域	工業専用地域

規制基準は工場や事業場の敷地境界線上の臭気、気体排出口から排出された臭気及び排出水に適用されます。

区　分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
第1号規制基準 （敷地境界の規制基準）	12	15	18
第2号規制基準 （気体排出口の規制基準）	排出口から排出した臭気が、地表に着地したときの最大濃度が事業場敷地境界線上の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場ごとに算出。		
第3号規制基準 （排出水の規制基準）	28	31	34

○規制基準の遵守

下図の①及び②の両方に該当する場合、市長は改善勧告を行うことができます。

改善勧告に従わない場合は、改善命令を行うことができ、命令に違反した者には罰則が科せられます。（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

①規制基準を超過している。
②市長が住民の生活環境が損なわれていると認める。
⇒ 改善勧告 ⇒ 改善命令

○悪臭防止対策のお願い

悪臭防止対策の基本は、作業工程の改善や発生源の密閉化などにより、発生源の数及び発生量を減らすことにあります。また、物質の性質を十分把握し、発生源ごとに実態にあわせた対策が必要であり、実用的な脱臭方法として、燃焼・酸化・吸着・洗浄・マスキングなどが用いられています。事業者のみなさんは、事業所からの悪臭発生状況を点検し、適切な悪臭防止対策を実施してください。

お問い合わせ：福山市経済環境局環境部環境保全課　TEL：084-928-1072